

## 介護予防・日常生活支援総合事業に係る質問と回答 vol. 2

平成28年2月2日現在

No.	質 問	回 答																		
1	<p>【通所型サービス】（現行相当サービス）                      これまで要支援で週1回の利用の方（7時間/日）。                      1日3時間で週2回になる予定。                      例)</p> <table border="1" data-bbox="170 485 680 699"> <thead> <tr> <th></th> <th>月</th> <th>火</th> <th>水</th> <th>木</th> <th>金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>a m</td> <td></td> <td>○ 3H</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>p m</td> <td></td> <td></td> <td>○ 3H</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>3時間ずつ2日に分けるのではなく、これまでどおり、1日7時間で利用し、週2日相当の利用料を請求することは可能か。</p>		月	火	水	木	金	a m		○ 3H				p m			○ 3H			<p>地域包括支援センター等のケアマネジメントにより、これまで週1回利用していた方は、状態に変化がなければ、総合事業においても週1回の利用が適切な利用と考えられる。</p> <p>1日7時間の利用が必要な方であれば、1日7時間のサービス提供が可能な事業所への変更が必要となる。</p> <p>総合事業によるサービス提供は、事業者と利用者の同意があれば、週2回の利用に変更できるというものではなく、地域包括支援センター等の適切なケアマネジメントにより、事業者がサービスを提供すべきものであり、質問のような利用はできない。</p>
	月	火	水	木	金															
a m		○ 3H																		
p m			○ 3H																	
2	<p>【通所型サービス】                      午前、午後と分け利用時間をそれぞれ3時間としての受け入れは可能か。可能である場合は、利用について2単位として申請を行う必要があるのか。</p>	<p>サービス提供時間は、通所型サービス（現行相当）は3時間以上、通所型サービスAは2時間以上であるため、利用時間が3時間でのサービス提供は可能である。質問のように午前、午後と利用時間を分け、それぞれ3時間のサービス提供を行う場合は、お見込みのとおり、2単位として申請を行う必要がある。</p>																		
3	<p>【通所型サービス】                      午前・午後それぞれの利用の場合には、1日あたりの定員数は午前0.5人、午後0.5人で1人として数えることとなるのか。</p>	<p>利用定員は、事業所において同時に指定通所介護の提供を受けることができる利用者の上限をいうものであり、総合事業においても定員の考え方は同じである。午前と午後とで2単位のサービス提供を行う場合には、午前と午後それぞれにおける利用定員を定める必要がある。</p> <p>※参考【通所介護に係る基準の厚労省解釈通知】から抜粋</p> <p>利用者の数又は利用定員は、単位ごとの指定通所介護についての利用者の数又は利用定員をいうものであり、利用者の数は実人員、利用定員は、あらかじめ定めた利用者の数の上限をいうものである。</p>																		

		<p>従って、例えば、1 日のうちの午前の提供時間帯に利用者 10 人に対して指定通所介護を提供し、午後の提供時間帯に別の利用者 10 人に対して指定通所介護を提供する場合であつて、それぞれの指定通所介護の定員が 10 人である場合には、当該事業所の利用定員は 10 人、必要となる介護職員は午前午後それぞれにおいて利用者 10 人に応じた数ということとなり、人員算定上午前の利用者の数と午後の利用者の数が合算されるものではない。</p> <p>(平成 11 年 9 月 17 日老企第 25 号厚生省老人保健福祉局企画課長通知「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」)</p>
4	<p><b>【通所型サービス】</b> 介護予防通所リハと通所型サービス A の併用は可能か。</p>	<p>地域包括支援センター等が利用者の課題を踏まえて適切にケアマネジメントを行い、総合事業の通所型サービスと介護予防通所リハビリテーションのいずれかが選択されることとなることから、基本的には両者を併用して利用することは想定していない。</p>
5	<p><b>【訪問型・通所型サービス共通】</b> 介護予防ケアマネジメントの委託を受けて、併設の事業所で総合事業サービスを提供することに支障はあるか。</p>	<p>支障はないが、利用者の選択に基づき、公平・中立かつ適切なケアマネジメントを実施すること。</p>
6	<p><b>【訪問型・通所型サービス共通】</b> 地域包括支援センターに総合事業サービス利用の相談があった場合、市の相談手続きは省略できるか</p>	<p>基本チェックリストは、利用者の住所地を担当する地域包括支援センターが行うため、地域包括支援センターに相談した場合には、市への相談手続き等は省略できる。なお、「介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書」等の市への提出については、地域包括支援センターが行うことが可能である。</p>
7	<p><b>【通所型サービス】</b> 現在、定員 25 名で運営しているが、通所型サービス A も実施する場合、定員 25 名プラス通所型サービス A での運営ということで良いか。</p>	<p>①介護給付による通所介護、通所型サービス（現行相当）及び通所型サービス A の 3 つのサービスを提供する場合と、②介護給付による通所介護及び通所型サービス A の 2 つのサービスを提供する場合（通所型サービス（現行相当）は実施しない）における人員基準等の考え方については、以下のとおり。</p> <p>(①の場合)</p> <p>介護給付による通所介護と通所型サービス（現行相当）を同一スペースで一体的に行い、通所型サービス A を他のスペース（介護給付による通所介護と通所型サービス（現行相当）を行っているスペースと同一の空間であっても、パーティション等で区切るなど明確にスペースを区分している場合を含む）で単独で行うという形態が想定される。</p> <p>この場合、介護給付による通所介護と通所型サービス（現行相当）については、両サービ</p>

スの利用者数を合算して定める利用定員に対して人員基準や設備基準等を満たし、このほか、通所型サービスAについては、通所型サービスAの利用者数で定める利用定員に対して人員基準や設備基準等を満たす（介護給付による通所介護と通所型サービス（現行相当）に係る人員や設備等とは別に満たす）必要がある。

※1 通所型サービスAの従事者は専従のため、従事者（加配従事者を除く）は、介護給付による通所介護と通所型サービス（現行相当）に従事することはできない。

※2 面積基準については、介護給付による通所介護と通所型サービス（現行相当）は、両サービスの利用者数を合算して定める利用定員に3㎡を乗じて得た面積以上、このほか、通所型サービスAは、通所型サービスAの利用者数で定める利用定員に2.4㎡を乗じて得た面積以上がそれぞれ必要。

（平成27年7月意見交換会後のQ&Aにおいても提示）

介護職員配置の例：定員25名のうち、要介護者20名、要支援者5名（通所型サービス（現行相当）3名、通所型サービスA2名）の場合

・要介護者20名+要支援者のうち通所型サービス（現行相当）利用者3名に対して、専従2.6以上（3名以上）

・要支援者のうち通所型サービスA利用者2名に対して、専従1以上  
上記それぞれを満たす必要がある。

（②の場合）

介護給付による通所介護と通所型サービスAの2つを一体的に実施する場合は、必ずしも場所を分ける必要はないが、プログラム内容は区分するなど、介護給付による通所介護の利用者（要介護者）の処遇に支障がないよう配慮する必要がある。

この場合、介護給付による通所介護については、介護給付による通所介護の利用者数で定める利用定員に対して人員基準や設備基準を満たし、このほか、通所型サービスAについては通所型サービスAの利用者数で定める利用定員に対して人員基準や設備基準を満たす（介護給付による通所介護に係る人員や設備等とは別に満たす）必要がある。

※1 通所型サービスAの従事者は専従のため、従事者（加配従事者を除く）は、介護給付

		<p>による通所介護に従事することはできない。</p> <p>※2 面積基準については、介護給付による通所介護は、介護給付による通所介護の利用者数で定める利用定員に3㎡を乗じて得た面積以上、このほか、通所型サービスAは、通所型サービスAの利用者数で定める利用定員に3㎡を乗じて得た面積以上がそれぞれ必要。</p> <p>介護職員配置の例：定員25名のうち、要介護者20名、要支援者5名（いずれも通所型サービスAの利用者）の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・要介護者20名に対して、専従2以上</li> <li>・要支援者5名に対して、専従1以上</li> </ul> <p>上記それぞれを満たす必要がある。</p>
8	<p><b>【訪問型・通所型サービス共通】</b></p> <p>今後、職員体制の変更によって、その都度、運営規定の変更届出が必要か。（県では、年に1回報告をしているので、都度の届出は不要と聞いている）</p>	<p>指定に係る事項に変更があった場合の届出（変更届出書）については、みなし指定事業者は山形県への届出（みなし指定有効期間（平成30年3月31日まで）のみ）、みなし指定以外の事業者は、山形市への届出となる。みなし指定以外の事業者に係る山形市への変更届出書の手続きについては、決定次第お示しする。</p>
9	<p><b>【通所型サービス】</b></p> <p>通所型サービスAにおける生活機能向上グループ活動加算の算定要件について、介護給付による通所介護及び通所型サービス（現行相当）に従事する生活相談員、看護職員及び機能訓練指導員が通所型サービスAに従事し、当該加算を算定することは可能か。</p>	<p>介護給付による通所介護及び通所型サービス（現行相当）に従事する生活相談員、看護職員及び機能訓練指導員が通所型サービスAに従事し、当該加算の算定要件を満たす場合は、可能である。</p> <p>※通所型サービスAにおける運動器機能向上加算、栄養改善加算及び口腔機能向上加算についても同様の取扱いとする。</p>